

資料 1－2

＜参考資料＞

河川法第 4 条第 1 項の 一級河川の指定等について

令和元年 6 月 6 日

水管理・国土保全局 水政課

河川管理の体系：水系一貫主義

旧河川法(明治29年公布)においては、河川管理を行政区域を単位として都道府県知事が行う区間主義によっていたが、社会経済の発展に伴い治水、利水とも広域的な観点で総合的・統一的に管理する必要性が高まったことから、昭和39年、新河川法が制定され、水系一貫主義の管理制度に改められた。

新河川法においては、河川の重要度に応じて、国土保全上又は国民生活上特に重要な水系として政令指定された水系(一級水系)に係る河川で国土交通大臣が指定する一級河川、一級水系以外に係る河川で都道府県知事が指定する二級河川、これらの河川以外で市町村長が指定する準用河川に区分されている。

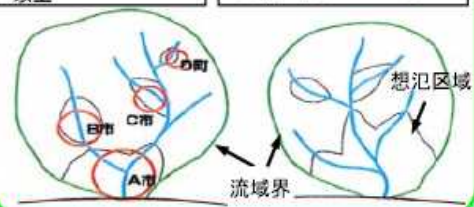
一級水系の基準(河川法施行規則第1条の2)

流域面積概ね1000km²以上の水系

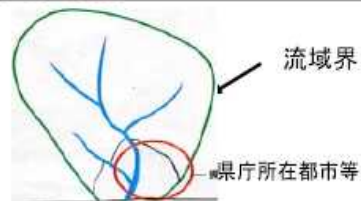
流域面積概ね500km²以上又は急流河川等特に高度な管理が必要な水系で以下に該当するもの

想定氾濫区域内の人口が概ね10万人以上

想定氾濫区域内の面積が概ね100km²以上



県庁所在都市等が想定氾濫区域内に存在する水系



広域的用水対策又は国家的に重要な事業が行われる地域への用水供給の確保のために必要な水系

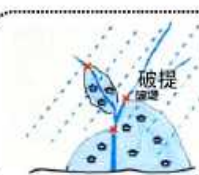


国際的又は全国的に価値の高い貴重な自然環境等や大都市圏における健全な生活環境を確保するため、整備・保全が特に必要な河川環境を有する水系

2以上の都府県にわたる水系で、都府県間の治水・利水・河川環境上の利害を調整する必要がある水系

他の都道府県の区域に対する相当量の水又は電力の供給を確保するために必要な水系

洪水等の激甚な災害、渇水の頻発、河川環境上の問題等が生じている水系で、国の技術力又は財政力により対策を講じる必要のある水系



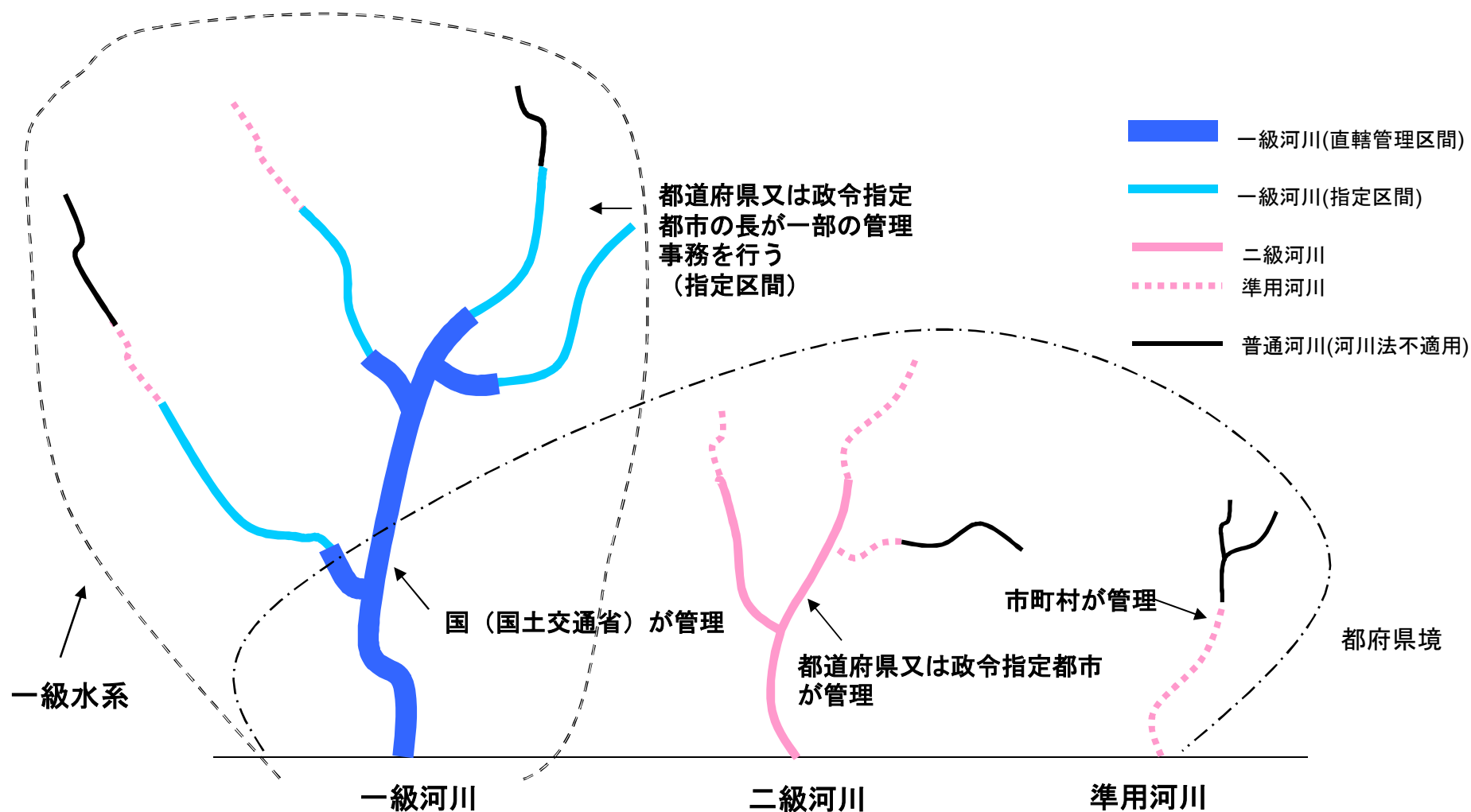
洪水による激甚な災害が発生。
国による抜本的な洪水対策が必要

一級水系に指定



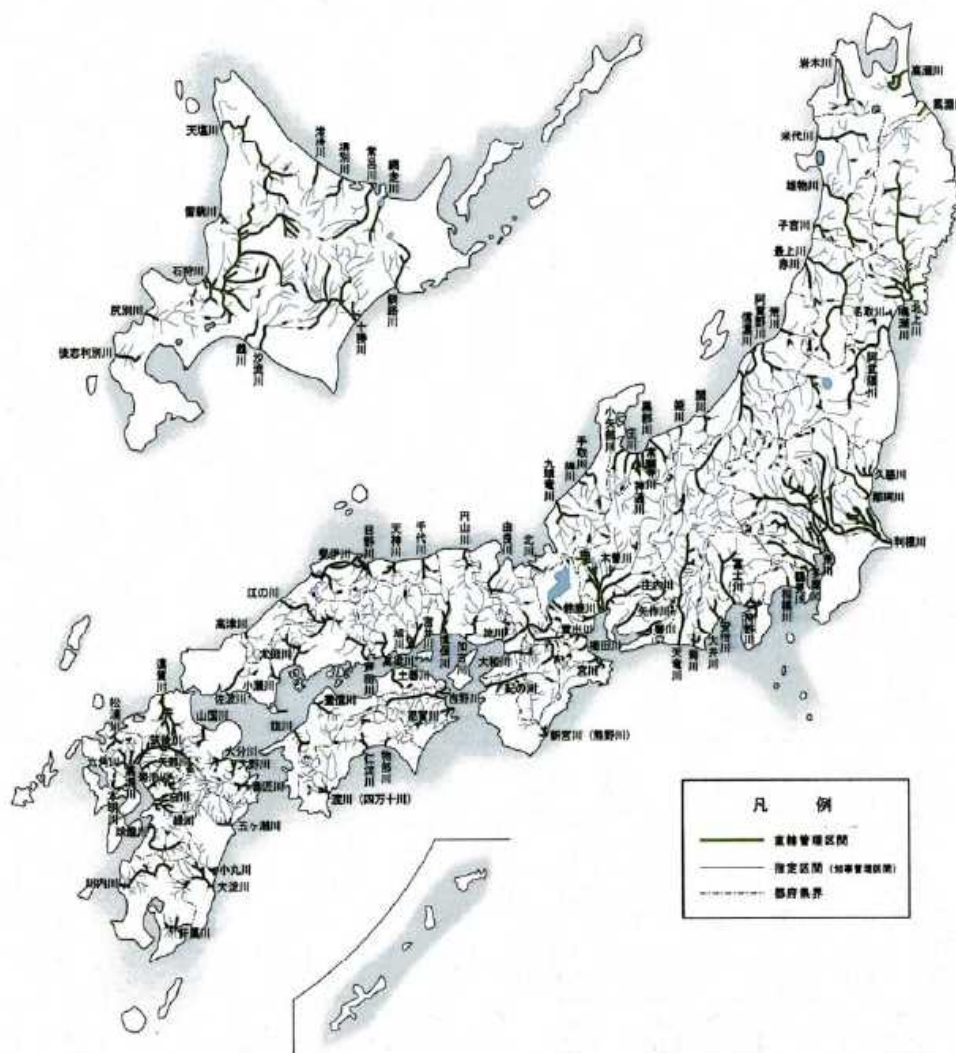
国による抜本的な洪水対策を実施

河川の管理区分について(イメージ図)



一級水系一覧

109水系が既に政令指定されている。



水系番号	水系名	水系番号	水系名	水系番号	水系名
1	天塩川水系	37	姫川水系	73	江の川水系
2	塩川水系	38	黒川水系	74	の津川水系
3	滑別川水系	39	常願寺川水系	75	吉井川水系
4	通呂川水系	40	神通川水系	76	旭川水系
5	常呂川水系	41	庄川水系	77	梁田川水系
6	網走川水系	42	小矢部川水系	78	高田川水系
7	留羽川水系	43	手取川水系	79	芦田川水系
8	石狩川水系	44	梯川水系	80	太田川水系
9	後志利別川水系	45	狩野川水系	81	小佐波川水系
10	釧路川水系	46	富田川水系	82	吉野川水系
11	流川水系	47	安土川水系	83	那野川水系
12	釧路川水系	48	大井川水系	84	重器川水系
13	釧路川水系	49	天竜川水系	85	重信川水系
14	岩木川水系	50	天竜川水系	86	物部川水系
15	高瀬川水系	51	矢作川水系	87	濃尾川水系
16	北上川水系	52	庄内川水系	88	遠江川水系
17	鳴瀬川水系	53	木曾川水系	89	賀国川水系
18	利根川水系	54	木曾川水系	90	矢部川水系
19	阿武隈川水系	55	雲出川水系	91	筑後川水系
20	米代川水系	56	宮田川水系	92	矢部川水系
21	雄物川水系	57	宮田川水系	93	松浦川水系
22	雄物川水系	58	宮田川水系	94	大井川水系
23	雄物川水系	59	宮田川水系	95	大井川水系
24	雄物川水系	60	宮田川水系	96	大井川水系
25	雄物川水系	61	宮田川水系	97	大井川水系
26	雄物川水系	62	宮田川水系	98	大井川水系
27	雄物川水系	63	宮田川水系	99	大井川水系
28	雄物川水系	64	宮田川水系	100	大井川水系
29	荒川水系	65	紀の川水系	101	球磨川水系
30	多摩川水系	66	新宮川水系	102	大分川水系
31	鶴見川水系	67	九頭川水系	103	大野川水系
32	相模川水系	68	北川水系	104	番匠川水系
33	荒川水系	69	千代川水系	105	五ヶ瀬川水系
34	阿賀野川水系	70	天神川水系	106	小丸川水系
35	信濃川水系	71	日野川水系	107	大内川水系
36	関川水系	72	斐伊川水系	108	川内川水系
				109	肝属川水系

一級河川指定による効果

一級河川指定されると・・・

流水の占用の許可(第23条)、土地の占用の許可(第24条)、土石等の採取の許可(第25条)、工作物の新築等の許可(第26条)、土地の掘削等の許可(第27条)、竹木の流送等の禁止、制限又は許可(第28条)等の河川の利用に係る許可・行為制限

河川管理者の監督処分(第75条)等、河川管理者からの行政監督

第102条以下の罰則の適用対象

・・・といった法規制の対象となる。

一方、一級河川指定されることで、各市町村の予算による改修、管理だったものが、国・都道府県の費用負担による改修・管理の対象となる。

一級河川指定による効果

一級河川に係る国の費用負担の原則

直轄区間(河川法第60条第1項)

河川改修等

国庫負担率・・・ $2/3$ (一般工事)、 $7/10$ (大規模工事)

河川維持修繕等

国庫負担率・・・ $10/10$ ・・・等の国による費用負担
(残りは都道府県が負担)

指定区間(知事一部管理)(河川法第60条第2項)

河川改修等

国庫負担率・・・ $1/2$ (河川改修工事)、
一定の大規模工事については、緊急性に応じ、
 $2/3$ 又は $5.5/10$ 等・・・等の国による費用負担
(残りは都道府県が負担)

(参考)

河川現況台帳(河川法第12条第2項)に記載されている一級河川(直轄区間を除く。)及び二級河川の河岸のうち当該地方団体の区域内に所在するものの延長が、普通交付税の算定に関する基準(基準財政需要額を算出する基準)となる。

一級河川指定手続きの流れ

一級河川指定の流れ

・都道府県からの要望聴取（地方整備局等）



・本省による地方整備局等からのヒアリング



・関係行政機関との協議・関係都道府県知事からの意見聴取
（河川法第4条第3項）

※関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。（河川法第4条第4項）

・社会資本整備審議会への意見聴取（河川法第4条第3項）



・官報告示（河川法第4条第5項）

一級河川指定等(案)一覧表

	水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長	指定等の理由	県管理
①	阿武隈川	きたすかわ 北須川	福島県 (石川町)	その他 (名称変更)	増 3.9km (27.7km)	阿武隈川水系今出川の、北須川合流点から社川合流点までの区間については、石川町の歴史資料の中に記載され、現在も、地域住民が愛着をもって使っている「北須川」とするため、一級河川の指定の変更(名称変更)を行うこととする。	○
		いまでかわ 今出川			減 3.9km (15.4km)		
②	利根川	とよほがわ 豊穂川	栃木県 (小山市)	新規	増 1.2km	利根川水系豊穂川では、度々発生する氾濫対策として、平成31年度より河道拡幅等工事の河川改修を実施するため、一級河川の指定(新規)を行うこととする。	○
③	淀川	やまもとがわ 山本川	滋賀県 (近江八幡市)	変更	増 2.7km (9.7km)	淀川水系山本川では、度々発生する浸水被害の軽減を図るため、県営かんがい排水事業に伴い河川改修工事を行い、現一級河川区間の合流部が蛇砂川から西之湖へ流入する形へ変更となったことから、一級河川の指定の変更(下流端の変更)を行うこととする。 また、同水系蛇砂川北流では、同工事にて洪水流下機能を山本川へ振り替えたことから、一級河川の指定の廃止を行うこととする。	○
		へびすながわほくりゅう 蛇砂川北流		廃止	減 3.9km		
④	大野川	たまらいがわ やまががわ 玉来川(山鹿川を含む。)	熊本県 (産山村) 大分県 (竹田市)	その他 (名称変更)	—	大野川水系玉来川の、産山村内を流れる区間(上流端から大利橋まで)については、産山村の歴史資料や古い地形図の中に記載され、現在も、地域住民が愛着をもって使っている「山鹿川」の呼称も使用できることとするため、一級河川の指定の変更(名称変更)を行うこととする。	○

注)「指定等の延長」欄中の下段()書は、今回の河川の指定等後の延長(km)である。

一級河川指定等(案)の概要

1 平成30年7月現在の一級河川指定状況

水系数	109水系
河川数	14,066河川
河川延長	88,103.0km

2 今回の一級河川指定等(案)

- | | | |
|---------------|-----|--------------------------|
| (1) 新規 | 1河川 | 1.2km |
| (2) 延長増 | 2河川 | 6.6km (名称変更による増1河川を含む。) |
| (3) 延長減 | 1河川 | △3.9km (名称変更による減1河川を含む。) |
| (4) 廃止 | 1河川 | △3.9km |
| (5) その他(名称変更) | 3河川 | (延長の増減を伴う2河川を再掲している。) |

合計	6河川	0km
----	-----	-----

3 今回の一級河川指定等後の状況

水系数	109水系
河川数	14,066河川
河川延長	88,103.0km

一級河川指定等告示(案)

○国土交通省告示第 号
 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第四条第一項及び第六項の規定により、次の各表のとおり、一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更し、若しくは廃止するので、同条第五項及び河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第一条の三の規定に基づき、公示する。
 令和 年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

表一 阿武隈川水系

変更	新	旧	区分		名称	上流端	間	下流端
			新	旧				
変更	北須川	北須川	右岸	左岸	今出川	福島県石川郡石川町大字中田字大明神百十七番の二地先 同町同大字字曲沢百十七番地先		杜川への合流点
			左岸	右岸				
変更	今出川	今出川	右岸	左岸	今出川	福島県石川郡石川町大字中田字大明神百十七番の二地先 同町同大字字曲沢二十六番の三地先		北須川への合流点
			左岸	右岸				
変更	北須川	北須川	右岸	左岸	北須川	福島県石川郡平田村大字上蓬田字横森後八番地先 同村同大字同字二番地先		今出川への合流点
			左岸	右岸				
変更	北須川	北須川	右岸	左岸	北須川	福島県石川郡平田村大字上蓬田字横森後百四十九番地先 同村同大字同字百四十一番地先		杜川への合流点
			左岸	右岸				

表二 利根川水系

指定	新	旧	区分		名称	上流端	間	下流端
			新	旧				
指定	豊穂川	豊穂川	右岸	左岸	豊穂川	小山市大字立木字間々下千三百八番三の大目橋下流端		思川への合流点
			左岸	右岸				

表三 淀川水系

廃止	新	旧	区分		名称	上流端	間	下流端
			新	旧				
廃止	蛇砂川北流	蛇砂川北流	右岸	左岸	蛇砂川北流	滋賀県神崎郡五個荘町大字伊野部字フケ七百六十二番地先 同町同大字北出五百八十五番地先		西之湖への流入点
			左岸	右岸				
廃止	山本川	山本川	右岸	左岸	山本川	東近江市五個荘伊野部町百五十三番地先 同市同町字北出五百八十四番地先		蛇砂川への合流点
			左岸	右岸				
廃止	山本川	山本川	右岸	左岸	山本川	西之湖への流入点		西之湖への流入点
			左岸	右岸				

表四 大野川水系

変更	新	旧	区分		名称	上流端	間	下流端
			新	旧				
変更	玉来川	玉来川	右岸	左岸	玉来川	熊本県阿蘇郡産山村大字田尻字中田尻二百一番の二地先 同村同大字同字二百十五番の二地先		大野川への合流点
			左岸	右岸				
変更	玉来川（山鹿川を含む）	玉来川（山鹿川を含む）	右岸	左岸	玉来川（山鹿川を含む）	熊本県阿蘇郡産山村大字田尻字中田尻二百一番五地先の田尻橋上流端		大野川への合流点
			左岸	右岸				

備考

- 一 区分欄中「指定」は、新たに一級河川として指定する河川を示す。
- 二 区分欄中「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示すものであって、「旧」及び「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変更することを示す。
- 三 区分欄中「廃止」は、一級河川を廃止することを示す。
- 二 これらの表中の「新」の項に掲げる地名の表示は、令和 年 月 日現在のものである。

○河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）

（一級河川）

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2
3 4 （略）

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

○河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）（抄）

（一級河川の指定の公示）

第一条の三 法第四条第五項の公示は、次の各号の一以上により区間の起点及び終点を明示して、官報に掲載して行うものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 一定の地物、施設又は工作物
- 三 平面図